

和歌山市国土強靱化地域計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下この条及び次条において「法」という。）第4条の規定に基づき、国土強靱化（法第1条に規定する国土強靱化をいう。次条において同じ。）に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するため、和歌山市国土強靱化地域計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国土強靱化に関する施策の企画及び立案に関すること。
- (2) 国土強靱化に関する施策の企画及び立案並びに実施における国、和歌山県及び他の地方公共団体との相互連携及び協力に関すること。
- (3) 法第13条の規定に基づく地域計画の原案の作成及び実施に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、危機管理局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、総務局長及び都市建設局長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、検討会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(検討会議の会議)

第5条 検討会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 検討会議に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職にある者のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 専門的な事項についての調査及び検討を行うため、部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合防災課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市長公室長 財政局長 市民環境局長 健康局長 福祉局長 産業交流局長 企業局長 消防局長 教育局長

別表第2（第6条関係）

企画政策部長 総務部長 危機管理部長 危機管理調整監 財政部長 税務部長 市民部長 環境部長 保険医療部長 健康推進部長 保健所長 社会福祉部長 こども未来部長 産業部長 観光国際部長 文化スポーツ部長 農林水産部長 建設総務部長 道路河川部長 建築住宅部長 都市計画部長 会計管理者 経営管理部長 水道工務部長 下水道部長 消防局副局長 教育学習部長 学校教育部長 監査事務局長 選挙管理委員会事務局 長 人事委員会事務局長 農業委員会事務局長
